

標 題：

日本籍船の検査範囲の拡大—その2—

NKテクニカル インフォメーション

No.: No.: 265

Date: Date: 平成 10 年 6 月 17 日

関係船主・造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日本籍NK船級船の検査範囲の拡大につきましては、先にNKテクニカルインフォメーションNo. 256（平成10年5月8日付）にてお知らせしておりますが、検査実施等については、平成10年7月1日以降本会に検査申請された最初の定期的検査（製造中登録検査も含む）から検査を実施することになりましたのでお知らせ致します。

従って平成10年6月30日以前に検査申請された船舶に対しては従前通り管海官庁により検査が実施されます。

なお、今回の日本籍NK船級船の検査範囲拡大に関連し、次の点にご注意願います。

1. 無線電信につきましては従前通り管海官庁により検査が実施されますので、管海官庁に検査申請する必要があります。
2. 本会の製造中登録検査中の船舶の海上試運転等のための臨時航行検査につきましては、従前通り管海官庁により行われますので管海官庁に申請願います。
3. 今回拡大された検査範囲の設備に対して平成10年6月30日以前に管海官庁により臨時検査が指定され、その指定日が平成10年7月1日以降の場合で
 - ・臨時検査の指定を受けた設備のみに関する臨時検査を受検する場合は管海官庁に申請願います。
 - ・臨時検査の指定日までに本会による定期的検査を受検し、指定を受けた設備が修理されていることが本会検査員により確認された場合、臨時検査指定の取り消しに関し、**本会発行の検査記録書を添えて**、管海官庁にその旨お申し出願います。
4. その他、
 - ・航行区域変更時は従前通りJG検査証書の書換が必要になりますが、この場合本会の臨時検査受検後、**本会発行の検査記録書を添えて**管海官庁に検査証書等の書換を申請願います。
 - ・船主の希望により、「貨物船安全設備証書」(SE証書)を同証書の裏書きの時期に、本会が新しく発給する場合には、旧証書を本会に提出願います。本会より、管海官庁に返納致します。尚、SE証書の更新の際は、船主より管海官庁に旧証書を直接返納下さいますようお願いいたします。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

- S E 証書の紛失等に伴う再交付は、既に本会が証書を発給している場合を除き、管海官庁が行います。
- 条約証書の延期に関する事務手続き及び免除証書の交付は、従前通り管海官庁が行います。
- S O L A S 条約の改正等の発効に係わる「建造着手日」の確認は、従前通り管海官庁が行います。

担当部所 : 日本海事協会 検査技術部

電話 : 03-5226-2028

FAX : 03-5226-2029

以上

VOID